

令和 4 年 2 月 定例 総 社 市 議 会
質 疑 通 告 者 一 覧 表

議席 番号	氏 名	議案番号	要 旨	答 弁 者
12	岡 崎 亨 一	議案第 16 号	令和 3 年度 総 社 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 15 号) 歳 出 第 8 款 土 木 費 第 4 項 都 市 計 画 費 第 1 目 都 市 計 画 総 務 費 (1) 現 在 , 第 一 次 ス ク リ ー ニ ン グ で 大 規 模 盛 土 の 有 無 が 公 表 さ れ て い る が , 今 回 の 計 画 に よ る 調 査 で ど う な る の か 。 (2) 調 査 の ス ケ ジ ュ ー ル と 調 査 後 の 対 応 を ど の よ う に 考 え て い る の か 。	関 係 部 長
16	小 西 利 一	議案第 22 号	令和 4 年度 総 社 市 一 般 会 計 予 算 歳 出 第 3 款 民 生 費 第 2 項 児 童 福 祉 費 第 1 目 児 童 福 祉 総 務 費 (1) 令 和 4 年 度 に 新 生 児 が 生 ま れ た 世 帯 に 対 し , 児 童 1 人 当 たり 10 万 円 を 支 給 す る と の こ と だ が , 令 和 5 年 度 以 降 に 生 ま れ た 新 生 児 に 対 し て は 予 算 を 計 上 す る の か 。 (2) 「 子 育 て 世 帯 を 支 援 す る た め 」 と あ る が , 今 後 出 産 祝 い と し て 継 続 し て 支 給 は し な い の か 。	関 係 部 長
10	萱 野 哲 也	議案第 22 号	令和 4 年度 総 社 市 一 般 会 計 予 算 歳 出 第 2 款 総 務 費 第 1 項 総 務 管 理 費 第 6 目 財 産 管 理 費 (1) 新 庁 舎 建 設 の 工 事 請 負 契 約 は , い つ の よ う な 方 法 で 締 結 す る の か 。 (2) 業 者 の 選 定 は ど う す る の か 。 (3) 市 内 業 者 は ど う す る の か 。 (4) 建 設 工 事 の う ち , 令 和 4 年 度 の ス ケ ジ ュ ー ル と 内 容 は ど う か 。 歳 出 第 2 款 総 務 費 第 1 項 総 務 管 理 費 第 1 目 一 般 管 理 費 及 び , 第 10 款 教 育 費 第 1 項 教 育 総 務 費 第 2 目 事 務 局 費 (1) 給 与 費 明 細 書 に よ る と , 特 別 職 の 長 等 職 員 数 4 人 と あ る が 4 月 1 日 か ら の 特 別 職 は 何 を 想 定 し て い る の か 。	関 係 部 長
12	岡 崎 亨 一	議案第 22 号	令和 4 年度 総 社 市 一 般 会 計 予 算 歳 出 第 3 款 民 生 費 第 2 項 児 童 福 祉 費 第 1 目 児 童 福	関 係 部 長

議席 番号	氏 名	議案番号	要 旨	答弁者
			社総務費 (1) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となった所得制限を超えた世帯への児童1人当たり10万円給付について、スケジュールはどうか。 (2) 転入及び転出世帯への対応はどうか。	
19	頓宮美津子	議案第22号	令和4年度総社市一般会計予算 歳出 第3款 民生費 第2項 児童福祉費 第1目 児童福祉総務費 (1) 子育て支援給付金は、令和5年4月1日生まれの子どもは支給対象としないのか。	関係部長
8	溝手宣良	同意第1号	副市長の選任に関する同意を求めることについて (1) 副市長を中央省庁等外部から招へいせず、市職員出身者とする理由は何か。 (2) 前任者が退職して3箇月の空白期間があるが、その間に何らかの不具合があったのか。 (3) 政策監を空席にしてまで副市長を置く理由は何か。 (4) 政策監を空席にして、副市長のみで行政運営上問題はないのか。	関係部長
10	萱野哲也	同意第1号	副市長の選任に関する同意を求めることについて (1) 任期はどうか。	関係部長